

茨木市犯罪被害者等支援庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1 茨木市における犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、茨木市犯罪被害者等支援庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「犯罪被害者等」 犯罪等によって害を被った市民及びその家族又は遺族をいう。
- (2) 「犯罪等」 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(所掌事務)

第3 連絡会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 犯罪被害者等支援施策の検討に関すること。
- (2) 警察、民間団体との連携による支援体制の整備、充実に関すること。
- (3) その他犯罪被害者等支援施策の推進に関すること。

(組織)

第4 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市民文化部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を連絡会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6 連絡会議の会長及び委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7 連絡会議の庶務は、市民文化部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表（第4関係）

危機管理課長	市民協働推進課長	市民生活相談課長	人権・男女共生課長
地域福祉課長	福祉総合相談課長	生活福祉課長	障害福祉課長
健康づくり課長	こども政策課長	子育て支援課長	商工労政課長
建築課長	教育委員会教育政策課長	同社会教育振興課長	
同学校教育推進課長			